明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（四二）　五

〔政　令〕
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（一九八）　三
○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令（一九九）　三
○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（二〇〇）　三
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇一）　三
○成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇二）　三

〔省　令〕
○サービス産業動態統計調査規則（**総務**五六）　一四
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（**同**五七）　一五
○行政書士法施行規則の一部を改正する省令（**同**五八）　一六
○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**四三）　一六
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九二）　一八
○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（**同**九三）　一三
○厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（**同**九四）　一六

〔規　則〕
○公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（**公正取引委**三）　二六

〔告　示〕
○厚生労働省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置の一部を改正する件（**内閣府・厚生労働**三）　二九
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**一四）　三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**二四）　三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**二五）　三
○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業の一部を改正する件（**復興庁・厚生労働**一）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十九年分～令和四年分）を公表する件（**総務**一七六）　三五
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分・令和五年分）を公表する件（**同**一七七）　三七
○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（**国税庁**一二）　四〇
○介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額及び介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する告示（**厚生労働**二〇五）　四一
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**同**二〇六）　四四
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（**同**二〇七）　四五
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**同**二〇八）　四七
○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（**同**二〇九）　四九
○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（**同**二一〇）　四九
○看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（**同**二一一）　五一
○特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針（**同**二一二）　五一
○テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（**農林水産**一〇七九）　五六
○飼料の公定規格の一部を改正する件（**同**一〇八〇）　五七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（国土交通四四六）　六〇
○建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を改正する告示（同四四七）　六六

〔官庁報告〕

国家試験
令和六年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　六六

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和五年度令和六年三月分）（財務省）　一〇三

本号で公布された法令のあらまし

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（法律第四二号）（厚生労働省）

一　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係（本則第一条関係）

1　子の看護休暇の改正

(一)　子の看護休暇について、学校保健安全法第二〇条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由に伴う当該子の世話を行うため、又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち厚生労働省令で定めるものへの参加をするために取得することができる休暇とするとともに、小学校第三学年修了前の子（九歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある子をいう。）を養育する労働者が取得できるものとした。これに伴い、子の看護休暇の名称を「子の看護等休暇」に改めることとした。（第一六条の二第一項関係）

(二)　事業主と労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）で子の看護等休暇を取得することができないものとして定めることのできる労働者から、当該事業主に引き続き雇用された期間が六月に満たない労働者を除くこととした。（第一六条の三第二項関係）

2　介護休暇の改正

1の(二)と同様の改正を行うこととした。（第一六条の六第二項関係）

3　育児のための所定外労働の制限の改正

子を養育するために請求した場合において、事業主が所定労働時間を超えて労働させてはならない労働者の範囲を、三歳に満たない子を養育する労働者から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者へと拡大することとした。（第一六条の八第一項関係）

4　介護についての申出があった場合等における措置等の新設

(一)　事業主は、労働者が当該事業主に対し、対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、介護休業申出及び介護両立支援制度等の利用に係る申出（以下「介護両立支援制度等申出」という。）に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならないものとした。（第二一条第二項関係）

(二)　事業主は、労働者が、当該労働者が四〇歳に達した日の属する年度その他の介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等の利用について労働者の理解と関心を深めるため介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるのに適切かつ効果的なものとして厚生労働省令で定める期間の始期に達したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、当該期間内に、当該事項を知らせなければならないものとした。（第二一条第三項関係）

(三)　事業主は、労働者が(一)の申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとした。（第二一条第四項関係）

5　雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置の改正

(一)　事業主は、介護休業申出が円滑に行われるようにするため、次のいずれかの措置を講じなければならないものとした。（第二二条第二項関係）

(1)　その雇用する労働者に対する介護休業に係る研修の実施

(2)　介護休業に関する相談体制の整備

(3)　その他厚生労働省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置

(二)　事業主は、介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにするため、次のいずれかの措置を講じなければならないものとした。（第二二条第四項関係）

(1)　その雇用する労働者に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2)　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3)　その他厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置

6　育児休業の取得状況の公表の対象となる事業主の範囲の改正

毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない事業主の範囲を、常時雇用する労働者の数が一、〇〇〇人を超えるものから三〇〇人を超えるものへと拡大することとした。（第二二条の二関係）

7　育児のための所定労働時間の短縮措置等の改正

事業主は、その雇用する労働者のうち、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者であってその三歳に満たない子を養育するものについて育児のための所定労働時間の短縮措置を講じないこととするときに、当該労働者に関して、厚生労働省令で定めるところにより講じなければならない措置の選択肢として、労働者の申出に基づき、当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするため、住居その他これに準ず

るものとして労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもので定める場所における勤務（８の㈡において「在宅勤務等」という。）をさせる措置（以下「在宅勤務等の措置」という。）を加えることとした。（第二三条第二項関係）

８　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者及び家族の介護を行う労働者に関する措置の改正

㈠　事業主が、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者（７に定める労働者を除く。）で育児休業をしていないものに関して、在宅勤務等の措置に準じて、必要な措置を講ずるように努めなければならないものとした。（第二四条第二項関係）

㈡　事業主が、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者で介護休業をしていないものに関して、労働者の申出に基づく在宅勤務等をさせることにより当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講ずるように努めなければならないものとした。（第二四条第四項関係）

二　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係（本則第二条関係）

１　妊娠又は出産等についての申出があった場合における意向の確認と配慮

㈠　事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出たときに、当該労働者に対して、育児休業申出等に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講ずるに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした労働者の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして厚生労働省令で定める就業に関する条件に係る当該労働者の意向を確認しなければならないものとした。（第二一条第二項関係）

㈡　事業主は、㈠の意向を確認した労働者に係る就業に関する条件を定めるに当たっては、当該意向に配慮しなければならないものとした。（第二一条第三項関係）

㈢　事業主は、㈠により確認された意向の内容を理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとした。（第二一条第六項関係）

２　三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置の新設

㈠　事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものに関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく次に掲げる措置のうち二以上の措置を講じなければならないものとした。（第二三条の三第一項関係）

(1)　労働基準法第三二条の三第一項の規定により労働させることその他の労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（３の㈡において「始業時刻変更等の措置」という。）であって厚生労働省令で定めるもの

(2)　在宅勤務等の措置

(3)　育児のための所定労働時間の短縮措置

(4)　労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための休暇（子の看護等休暇、介護休暇及び労働基準法第三九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を与えるための措置

(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置として厚生労働省令で定めるもの

㈡　㈠により事業主が㈠の(4)に掲げる措置を講じたときは、㈠の(4)の休暇は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができるものとした。（第二三条の三第二項関係）

㈢　㈠の内容（(3)の労働者にあっては、㈠の(4)に係る部分に限る。以下この㈢において同じ。）は、労使協定で、次の労働者のうち㈠の内容の措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、これを適用しないこととした。（第二三条の三第三項関係）

(1)　当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

(2)　(1)に掲げるもののほか、㈠の措置を講じないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

(3)　業務の性質又は業務の実施体制に照らして、㈡の厚生労働省令で定める一日未満の単位で㈠の(4)の休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者（㈡の厚生労働省令で定める一日未満の単位で㈠の(4)の休暇を取得しようとする者に限る。）

㈣　事業主は、㈠の措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならないものとした。（第二三条の三第四項関係）

㈤　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、三歳に満たない子を養育する労働者に対して、当該労働者が㈠により当該事業主が講じた措置（以下「対象措置」という。）のいずれを選択するか判断するために適切なものとして厚生労働省令で定める期間内に、対象措置その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、対象措置に係る申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならないものとした。（第二三条の三第五項関係）

㈥　事業主は、㈤の措置を講ずるに当たっては、対象措置に係る子の心身の状況又は育児に関する当該対象措置の対象となる労働者の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして厚生労働省令で定めるところにより、次の労働者のうち㈠の内容の措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、これを適用しないこととした。（第二三条の三第六項関係）

㈦　事業主は、㈥の意向を確認した労働者に係る就業に関する条件を定めるに当たっては、当該意向に配慮しなければならないものとした。（第二三条の三第六項関係）

㈧　事業主は、労働者が対象措置に係る申出をし、若しくは㈠により当該労働者に措置が講じられたこと又は㈥により確認された意向の内容を理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとした。（第二三条の三第七項関係）

３　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置の改正

㈠　事業主が、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して講ずるように努めなければならない措置から、育児のための所定労働時間の短縮措置及び始業時刻変更等の措置を除くこととした。（第二四条第一項第三号関係）

三　次世代育成支援対策推進法の一部改正

１　事業主の責務の改正

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備の内容として、多様な労働条件の整備に加え、育児休業を取得しやすい職場環境の形成及び労働時間の短縮の取組を規定することとした。（第五条関係）

2
㈠　一般事業主行動計画の改正
国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が一〇〇人を超えるものが、一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況を把握し、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならないこととした。この場合において、一般事業主行動計画において定める次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標については、その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めなければならないものとした。（第一二条第三項関係）
㈡　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が一〇〇人以下のものが、一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況を把握し、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めるよう努めなければならないこととした。この場合において、一般事業主行動計画において定める次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標については、その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めるよう努めなければならないものとした。（第一二条第六項関係）

3
特定事業主行動計画の改正
特定事業主（国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものをいう。）が、特定事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況を把握し、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならないこととした。この場合において、一般事業主行動計画において定める次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標の数値を用いて定量的に定めなければならないものとした。（第一二条第六項関係）

四
1　検討
政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）
2　経過措置及び関係法律の整備
この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこととした。（附則第三条～第一三条関係）
3　施行期日
この法律は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。
㈠　三の4及び2の一部　公布の日
㈡　二及び2の一部　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第一九八号）
（厚生労働省）
1　地方公営企業等の労働関係に関する法律第一七条第一項に規定する職員又は同法附則第五項に規定する地方公務員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六一条第六項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定による承認を受けて勤務しない時間についてこれらの者の業務に従事させるため、平成二五年四月一日から改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に行われた地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第二条第二項に規定する短時間勤務職員の任期を定めた採用は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第一七条第一項又は附則第五項において準用する改正法附則第八条の規定による改正後の地方公営企業法第三九条第六項の規定により読み替えて適用する改正法附則第一二条の規定による改正前の地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による採用とみなすものとすることとした。（本則関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一九九号）
（内閣官房）
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二五号）の施行期日は、令和六年一一月一日とすることとした。

◇特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（政令第二〇〇号）（内閣官房）
1　法第五条第一項の政令で定める期間
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二五号。以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とすることとした。（第一条関係）
2　法第一二条第一項の政令で定める事項
法第一二条第一項の政令で定める事項は、次のとおりとすることとした。（第二条関係）
㈠　業務の内容
㈡　業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項
㈢　報酬に関する事項
㈣　契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項
㈤　特定受託事業者の募集を行う者に関する事項
3　法第一三条第一項の政令で定める期間
法第一三条第一項の政令で定める期間は、六月とすることとした。（第三条関係）
4　附則
㈠　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二七年政令第三七三号）について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）
㈡　この政令は、法の施行の日（令和六年一一月一日）から施行することとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（環境省）
1　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成一六年法律第七八号）第二条第一項の政令で定める特定外来生物として、次に掲げる生物を追加することとした。（別表第一及び別表第二関係）
㈠　アフリカヒキガエル及びオオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外のもの
㈡　オオサンショウウオ属に属する種と同属に属する他の種の交雑により生じた生物
2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（こども家庭庁）
1　成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第一七条第一項の政令で定める計画として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第八条第一項に規定する都道府県基本計画及びこども基本法第一〇条第一項に規定する都道府県こども計画を追加することとした。（本則関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十二号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第一条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。

第一条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第二条中「並びに第六十一条第三十三項及び第三十六項」を「、第六十一条第二十八項、第三十四項、第三十五項及び第三十八項並びに第六十一条の二第二十三項」に改め、同条第一号中「、当該」を「当該」に、「第二十七条第一項第三号」を「第二十七条第一項（同項第三号に係る部分に限る。）」に、「その他これら」を「これらの労働者」に、「者に」を「労働者に」に改め、「及び第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）」を削る。

「第四章　子の看護休暇」を「第四章　子の看護等休暇」に改める。

第十六条の二の見出しを「（子の看護等休暇の申出）」に改め、同条第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子を」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（以下この項において「小学校第三学年修了前の子」という。）を」に、「小学校就学の始期に達するまでの子が」を「小学校第三学年修了前の子が」に、「当該子」を「当該小学校第三学年修了前の子」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由に伴う当該小学校第三学年修了前の子の世話を行うため、又は当該小学校第三学年修了前の子の教育若しくは保育に係る行事のうち厚生労働省令で定めるものへの参加をする」に、「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第十六条の三の見出し中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同条第二項中「第六条第一項ただし書」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「第六条第一項第一号中「一年」とあるのは「六月」と、同項第二号」を「同号」に、「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「同条第二項」を「第六条第二項」に改める。

第十六条の四中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第十六条の六第二項中「第六条第一項ただし書」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「第六条第一項第一号中「一年」とあるのは「六月」と、同項第二号」を「同号」に、「同条第二項」を「第六条第二項」に改める。

第十六条の八第一項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項第二号中「三歳」を「小学校就学の始期」に改める。

第二十一条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　事業主は、労働者が当該事業主に対し、対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める制度又は措置（以下この条及び第二十二条第四項において「介護両立支援制度等」という。）その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、介護休業申出及び介護両立支援制度等の利用に係る申出（同項において「介護両立支援制度等申出」という。）に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

3　事業主は、労働者が、当該労働者が四十歳に達した日の属する年度その他の介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等の利用について労働者の理解と関心を深めるため介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるのに適切かつ効果的なものとして厚生労働省令で定める期間の始期に達したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、当該期間内に、当該事項を知らせなければならない。

第二十一条の二第一項中「前条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「講ずるよう」を「講ずるように」に改める。

第二十二条第二項中「前項」を「前二項」に、「講ずるよう」を「講ずるように」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　事業主は、介護休業申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一　その雇用する労働者に対する介護休業に係る研修の実施

二　介護休業に関する相談体制の整備

三　その他厚生労働省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置

第二十二条に次の一項を加える。

4　事業主は、介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一　その雇用する労働者に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三　その他厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置

第二十二条の二中「千人」を「三百人」に改める。

第二十三条第一項中「当該子」を「その子」に改め、同条第二項中「労働基準法第三十二条の三第一項の規定により労働させることその他の当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（第二十四条第一項において「始業時刻変更等の措置」という。）」を「次の各号のいずれかに掲げる措置」に改め、同項に次の各号を加える。

一　労働者の申出に基づき、当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするため、住居その他これに準ずるものとして労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもので定める場所における勤務（第二十四条第四項において「在宅勤務等」という。）をさせる措置（同条第二項において「在宅勤務等の措置」という。）

二　前号に掲げるもののほか、労働基準法第三十二条の三第一項の規定により労働させることその他の労働者の申出に基づく厚生労働省令で定める当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（第二十四条第一項において「始業時刻変更等の措置」という。）

第二十三条第三項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に改める。

第二十四条第一項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「講ずるよう」を「講ずるように」に改め、同項第三号中「、第十六条の八の規定による所定外労働の制限に関する制度」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　前項に定めるもののほか、事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者（第二十三条第二項に規定する労働者を除く。）で育児休業をしていないものに関して、在宅勤務等の措置に準じて、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

４　前項に定めるもののほか、事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者で介護休業をしていないものに関して、労働者の申出に基づく在宅勤務等をさせることにより当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講ずるように努めなければならない。

第二十九条中「第二十一条第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

第五十三条第二項第二号中「第二十二条第二項」を「第二十二条第三項」に改める。

第五十六条の二中「第二十二条第一項」の下に「、第二項若しくは第四項」を加える。

第五十七条中「第七条第二項」の下に「（第九条の四において準用する場合を含む。）」を、「第二十一条第一項」の下に「から第三項まで」を、「第二十二条第一項第三号」の下に「、第二項第三号及び第四項第三号」を加える。

第六十条第二項中「第二十一条第一項」の下に「から第三項まで」を、「第二十二条第一項第三号」の下に「、第二項第三号及び第四項第三号」を、「第九条の五第六項第四号」の下に「、第十五条第三項第二号及び第十九条第四項第三号」を加え、「、第十五条第三項第二号及び第十九条第四項第三号中「労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と」を削り、「第二十三条第二項」を「第二十三条第二項第一号中「住居」とあるのは「陸上の事業所」と、「在宅勤務等」とあるのは「陸上勤務」と、同号及び第二十四条第二項中「在宅勤務等の措置」とあるのは「陸上勤務の措置」と、第二十三条第二項第二号」に、「同項及び」を「同号及び」に、「同項第三号中「制度、第十六条の八の規定による所定外労働の制限に関する制度」とあるのは「制度」を「同条第四項中「在宅勤務等」とあるのは「陸上勤務」に改める。

第六十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（公務員に関する特例）」を付し、同条第一項中「次条」を「第六十二条」に改め、「及び地方公務員」を削り、同条第二項中「及び地方公務員」を削り、同条第三項中「要しない職員」の下に「（以下この条において「特定非常勤職員」という。）」を、「限る」の下に「。第五項において同じ」を加え、「配偶者、父母若しくは子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）又は配偶者の父母」を「対象家族」に改め、「もの（以下この条」の下に「及び次条」を加え、「、休業」を「の休業（以下この条において「行政執行法人介護休業」という。）」に改め、同条第四項中「前項の規定により休業」を「行政執行法人介護休業」に、「、同項」を「、第三十項」に改め、同条第五項中「第三項の規定による休業」を「行政執行法人介護休業」に改め、同項ただし書中「国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」を「特定非常勤職員」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」を「特定非常勤職員」に、「の規定」を「（第二号に係る部分に限る。）の規定」に、「第六条第一項ただし書各号のいずれにも」を「同号に」に改め、「限る」の下に「。第八項及び第九項において同じ」を加え、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「小学校第三学年修了前の子（第十六条の二第一項に規定する小学校第三学年修了前の子をいう。次項並びに次条第六項及び第七項において同じ。）」に、「当該子」を「当該小学校第三学年修了前の子」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うため、休暇」を「若しくは学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして同項の厚生労働省令で定める事由に伴う当該小学校第三学年修了前の子の世話を行うため、又は当該小学校第三学年修了前の子の教育若しくは保育に係る行事のうち同項の厚生労働省令で定めるものへの参加をするための休暇（以下この条において「行政執行法人子の看護等休暇」という。）に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「前項の規定により休暇」を「行政執行法人子の看護等休暇」に、「同項」を「前項」に、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「小学校第三学年修了前の子」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項の規定による休暇」を「行政執行法人子の看護等休暇」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項の規定による休暇」を「行政執行法人子の看護等休暇」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」を「特定非常勤職員」に、「の規定」を「（第二号に係る部分に限る。）の規定」に、「第六条第一項ただし書各号のいずれにも」を「同号に」に改め、「限る」の下に「。第十二項及び第十三項において同じ」を加え、「、休暇」を「の休暇（以下この条において「行政執行法人介護休暇」という。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「前項の規定により休暇」を「行政執行法人介護休暇」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第十二項の規定による休暇」を「行政執行法人介護休暇」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第十二項の規定による休暇」を「行政執行法人介護休暇」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「当該行政執行法人の職員（国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」を「職員（特定非常勤職員」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十八項を第十五項とし、第十九項及び第二十項を削り、同条第二十一項中「当該行政執行法人の」を削り、「第二十三項」を「次条第十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第二十二項を第十七項とし、第二十三項及び第二十四項を削り、同条第二十五項中「当該行政執行法人の」を削り、「第二十七項」を「次条第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第二十六項を第十九項とし、第二十七項、第二十八項及び第三十二項を削り、同条第三十一項中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「前項の規定により勤務しないこと」を「介護時間休業」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」を「特定非常勤職員」に改め、「限る」の下に「。第三十二項において同じ」を、「勤務しないこと」の下に「（以下この条において「介護時間休業」という。）」を加え、同項を同条第三十項とし、同項の前に次の十項を加える。

20　行政執行法人の長は、職員が当該行政執行法人の長に対し、対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員に対して、行政執行法人介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める制度又は措置（以下この条において「介護両立支援制度等」という。）その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、第五項の規定による承認の請求（以下この条において「行政執行法人介護休業の承認の請求」という。）及び介護両立支援制度等の利用に係る承認の請求（第二十七項において「介護両立支援制度等の承認の請求」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

21　行政執行法人の長は、職員が第二十一条第三項の厚生労働省令で定める期間の始期に達したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員に対して、当該期間内に、行政執行法人介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の厚生労働省令で定める事項を知らせなければならない。

22　行政執行法人の長は、職員が第二十項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

23　第二十項及び第二十一項に定めるもののほか、行政執行法人の長は、行政執行法人介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを職員に周知させるための措置（職員が対象家族を介護していることを知ったときに、当該職員に対し知らせる措置を含む。）を講ずるように努めなければならない。

一　職員の行政執行法人介護休業中における待遇に関する事項

二　行政執行法人介護休業後における賃金、配置その他の勤務条件に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

24　行政執行法人の長は、職員が行政執行法人介護休業の承認の請求をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該職員に係る取扱いを明示するように努めなければならない。

25　行政執行法人の長は、行政執行法人介護休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一　職員に対する行政執行法人介護休業に係る研修の実施

二　行政執行法人介護休業に関する相談体制の整備

三　その他厚生労働省令で定める行政執行法人介護休業に係る勤務環境の整備に関する措置

26　前項に定めるもののほか、行政執行法人の長は、行政執行法人介護休業の承認の請求及び行政執行法人介護休業後における就業が円滑に行われるようにするため、行政執行法人介護休業をする職員が勤務する事業所における職員の配置その他の雇用管理、行政執行法人介護休業をしている職員の能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

27　行政執行法人の長は、介護両立支援制度等の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三　その他厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

28　行政執行法人の長は、職員のうち、その三歳に満たない子を養育する職員であって国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業をしていないもの（一日の所定労働時間が短い職員として厚生労働省令で定めるものを除く。）に関して、厚生労働省令で定めるところにより、職員の承認の請求に基づき所定労働時間を短縮することにより当該職員が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（次項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。ただし、第二十三条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれかに該当する特定非常勤職員については、この限りでない。

29　行政執行法人の長は、職員のうち、前項ただし書の規定により第二十三条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書第三号に該当する特定非常勤職員であってその三歳に満たない子を養育するもの（以下この条において「特定職員」という。）について育児のための所定労働時間の短縮措置を講じないこととするときは、当該特定職員に関して、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。

一　職員の承認の請求に基づき、当該職員が就業しつつその子を養育することを容易にするため、住居その他これに準ずるものとして労働協約、就業規則その他これらに準ずるもので定める場所における勤務（第三十七項において「在宅勤務等」という。）をさせる措置（第三十五項において「在宅勤務等の措置」という。）

二　前号に掲げるもののほか、労働基準法第三十二条の三第一項の規定により勤務させることその他の職員の承認の請求に基づく厚生労働省令で定める当該職員が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（第三十四項において「始業時刻変更等の措置」という。）

第六十一条第三十六項から第三十八項までを削り、同条第三十五項中「第三十三項に」を「第三十八項に」に改め、「当該行政執行法人の」を削り、「第六十一条第三十三項」を「第六十一条第三十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十四項を同条第三十九項とし、同条第三十三項中「当該行政執行法人の」を削り、「第三項の規定による休業」を「行政執行法人介護休業」に改め、「制度」の下に「又は措置」を加え、同項を同条第三十八項とし、同項の前に次の五項を加える。

33　行政執行法人の長は、職員が第二十八項、第二十九項各号若しくは前項の規定による承認の請求をし、第二十八項若しくは第二十九項の規定により当該職員に措置が講じられ、又は職員が介護時間休業をしたことを理由として、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

34　行政執行法人の長は、職員のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に関して、職員の承認の請求に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇（行政執行法人子の看護等休暇、行政執行法人介護休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出産前において準備することができる休暇を含む。）を与えるための措置を講ずるように努めるとともに、次に掲げる職員に関して、始業時刻変更等の措置に準じて、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

一　その一歳（当該職員が第五条第三項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合にあっては一歳六か月、当該職員が同条第四項の規定による申出をすることができる場合に相当するものとして厚生労働省令で定める場合にあっては二歳。次号において同じ。）に満たない子を養育する職員（特定職員を除く。同号において同じ。）で国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業をしていないもの

二　その一歳から三歳に達するまでの子を養育する職員（国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業をすることができる者を除く。）

35　前項に定めるもののほか、行政執行法人の長は、職員のうち、その三歳に満たない子を養育する職員（特定職員を除く。）で国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業をしていないものに関して、在宅勤務等の措置に準じて、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

36　行政執行法人の長は、職員のうち、その家族を介護する職員に関して、行政執行法人介護休業、行政執行法人介護休暇又は介護時間休業に関する制度に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるように努めなければならない。

37　前項に定めるもののほか、行政執行法人の長は、職員のうち、その要介護家族を介護する職員で行政執行法人介護休業をしていないものに関して、職員の承認の請求に基づく在宅勤務等をさせることにより当該職員が就業しつつその要介護家族を介護することを容易にするための措置を講ずるように努めなければならない。

第六十一条に次の一項を加える。

41　行政執行法人の長は、その講じた措置に関して、職員から第二十八項、第二十九項各号、第三十四項又は第三十七項の規定による承認の請求があったときは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

第十二章に次の一条を加える。

第六十一条の二　第二章から第九章まで、第三十条、前章、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第五十六条の二、第六十条、次条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、地方公務員に関しては、適用しない。

2　地方公務員に関しては、第三十二条中「育児等退職者」とあるのは「育児等退職者（第二十七条に規定する育児等退職者をいう。以下同じ。）」と、第三十四条第二項中「対象労働者等」とあるのは「対象労働者等（第三十条に規定する対象労働者等をいう。以下同じ。）」とする。

3　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（以下この条において「地方公共団体等の職員」という。）（同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下この条において「短時間勤務職員」という。）以外の非常勤職員にあっては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書に規定する者に該当するものに限る。次項及び第五項において同じ。）は、同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下この条において「任命権者等」という。）の承認を受けて、当該地方公共団体等の職員の要介護家族の介護をするため、休業をすることができる。

4　前項の規定により休業をすることができる期間は、任命権者等が、地方公共団体等の職員の申出に基づき、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（第二十一項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

5　任命権者等は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする地方公共団体等の職員からその承認の請求があったときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。ただし、短時間勤務職員以外の非常勤職員のうち、同項の規定による休業をすることができないこととすることについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があった場合は、この限りでない。

6　地方公共団体等の職員（短時間勤務職員以外の非常勤職員にあっては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用するとしたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する同号に該当しないものに限る。次項から第九項までにおいて同じ。）であって小学校第三学年修了前の子を養育するものは、任命権者等の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかかった当該小学校第三学年修了前の子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話若しくは学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして同項の厚生労働省令で定める事由に伴う当該小学校第三学年修了前の子の世話を行うため、又は当該小学校第三学年修了前の子の教育若しくは保育に係る行事のうち同項の厚生労働省令で定めるものへの参加をするため、休暇を取得することができる。

7　前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において五日（地方公共団体等の職員が養育する小学校第三学年修了前の子が二人以上の場合にあっては、十日）を限度とするものとする。

8　第六項の規定による休暇は、一日の所定労働時間が短い地方公共団体等の職員として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

9　任命権者等は、第六項の規定による休暇の承認を受けようとする地方公共団体等の職員からその承認の請求があったときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

10　地方公共団体等の職員（短時間勤務職員以外の非常勤職員にあっては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用するとしたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する同号に該当しないものに限る。第十二項及び第十三項において同じ。）は、任命権者等の承認を受けて、当該地方公共団体等の職員の要介護家族の介護その他の第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話を行うため、休暇を取得することができる。

11　前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において五日（要介護家族が二人以上の場合にあっては、十日）を限度とするものとする。

12　第十項の規定による休暇は、一日の所定労働時間が短い地方公共団体等の職員として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

13　任命権者等は、第十項の規定による休暇の承認を受けようとする地方公共団体等の職員からその承認の請求があったときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

14　任命権者等は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する地方公共団体等の職員（短時間勤務職員以外の非常勤職員にあっては、第十六条の八第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

15　前項の規定は、要介護家族を介護する地方公共団体等の職員について準用する。この場合において、同項中「第十六条の八第一項」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

16　任命権者等は、地方公共団体等の職員について労働基準法第三十六条第一項の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該地方公共団体等の職員であって小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

17　前項の規定は、地方公共団体等の職員であって要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

18　任命権者等は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する地方公共団体等の職員であって第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

19　前項の規定は、要介護家族を介護する地方公共団体等の職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

20　地方公共団体等の職員（短時間勤務職員以外の非常勤職員にあっては、第二十三条第三項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。第二十二項において同じ。）は、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。

21　前項の規定により勤務しないことができる時間は、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

22　任命権者等は、第二十項の規定による承認を受けようとする地方公共団体等の職員からその承認の請求があったときは、当該請求に係る時間のうち公務の運営に支障があると認められる時間を除き、これを承認しなければならない。

23　任命権者等は、職場において行われる地方公共団体等の職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業、第三項の規定による休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該地方公共団体等の職員の勤務環境が害されることのないよう、当該地方公共団体等の職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

24　第二十五条第二項の規定は、地方公共団体等の職員が前項の相談を行い、又は任命権者等による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「解雇その他不利益な」とあるのは、「不利益な」と読み替えるものとする。

25　第二十五条の二の規定は、地方公共団体等の職員に係る第二十三項に規定する言動について準用する。この場合において、同条第一項中「事業主」とあるのは「第六十一条の二第三項に規定する任命権者等（以下この条において「任命権者等」という。）」と、同条第二項及び第四項中「事業主」とあり、並びに同条第三項中「事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）」とあるのは「任命権者等」と、同条第二項中「その雇用する労働者」とあるのは「第六十一条の二第三項に規定する地方公共団体等の職員（以下この項及び第四項において「地方公共団体等の職員」という。）」と、「当該労働者」とあるのは「当該地方公共団体等の職員」と、同条第四項中「労働者は」とあるのは「地方公共団体等の職員は」と、「前条第一項」とあるのは「第六十一条の二第二十三項」と読み替えるものとする。

第二条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十四項、第三十五項及び第三十八項」を「第四十一項、第四十二項及び第四十五項」に改める。

第二十一条第四項中「又は第二項」を「若しくは第四項」に改め、「こと」の下に「又は第二項の規定により確認された意向の内容」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした労働者の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして厚生労働省令で定める就業に関する条件に係る当該労働者の意向を確認しなければならない。

3　事業主は、前項の規定により意向を確認した労働者に係る就業に関する条件を定めるに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第二十一条の二第一項中「から第三項まで」を「、第四項及び第五項」に改める。

第二十三条第一項中「第二十四条第一項第三号」を「第二十三条の三第一項第三号」に改め、同条第二項第一号中「同条第二項」を「第二十三条の三第一項第二号及び第二十四条第二項」に改め、同項第二号中「第二十四条第一項」を「第二十三条の三第一項第一号並びに第二十四条第一項第一号及び第二号」に改める。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置）

第二十三条の三　事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものに関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく次に掲げる措置のうち二以上の措置を講じなければならない。

一　始業時刻変更等の措置であって厚生労働省令で定めるもの

二　在宅勤務等の措置

三　育児のための所定労働時間の短縮措置

四　労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための休暇（子の看護等休暇、介護休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を与えるための措置

五　前各号に掲げるもののほか、労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置として厚生労働省令で定めるもの

2　前項の規定により事業主が同項第四号に掲げる措置を講じたときは、同号に規定する休暇は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

3　第一項の規定（第三号に掲げる労働者にあっては、同項第四号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）は、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち第一項の規定による措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、これを適用しない。

一　当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二　前号に掲げるもののほか、第一項に掲げる措置を講じないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

三　業務の性質又は業務の実施体制に照らして、前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で第一項第四号に規定する休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者（前項の規定により同項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。）

4　事業主は、第一項の規定による措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

5　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、三歳に満たない子を養育する労働者に対して、当該労働者が第一項の規定により当該事業主が講じた措置（以下この項及び第七項において「対象措置」という。）のいずれを選択するか判断するために適切なものとして厚生労働省令で定める期間内に、対象措置その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、対象措置に係る申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

6　第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の厚生労働省令で定める措置を講ずる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定による申出」とあるのは「第二十三条の三第五項に規定する対象措置」と、「当該子の出生の日以後に発生し」とあるのは「当該対象措置の対象となる」と、「当該申出をした」とあるのは「発生し」と読み替えるものとする。

7　事業主は、労働者が対象措置に係る申出をし、若しくは第一項の規定により当該労働者に措置が講じられたこと又は前項において準用する第二十一条第二項の規定により確認された意向の内容を理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二十四条第一項中「介護休暇」の下に「、前条第一項第四号に規定する休暇」を加え、同項第三号中「、育児のための所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置」を削る。

第二十九条中「第二十一条第一項から第三項まで」を「第二十一条第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第二十三条の三第六項において準用する場合を含む。）、第二十一条第四項及び第五項」に改め、「第二十三条第一項から第三項まで」の下に「、第二十三条の三第一項から第五項まで」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第五十二条の二中「、第二十三条の二」を「から第二十三条の三まで」に改める。

第五十六条の二中「第二十一条」を「第二十一条第一項、同条第二項若しくは第三項（これらの規定を第二十三条の三第六項において準用する場合を含む。）、第二十一条第四項から第六項まで」に改め、「第二十三条の二」の下に「、第二十三条の三第一項、第四項、第五項若しくは第七項」を加える。

第五十七条中「から第三項まで」を「、第二項（第二十三条の三第六項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項」に改め、「第二十三条第一項から第三項まで」の下に「、第二十三条の三第一項、第二項、第三項第二号及び第五項」を加える。

第六十条第二項中「第二十一条第一項から第三項まで」を「第二十一条第一項、第二項（第二十三条の三第六項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項」に改め、「第二十三条第一項から第三項まで」の下に「、第二十三条の三第一項、第二項、第三項第二号及び第三号、第五項並びに第六項」を、「陸上勤務」と、同号」の下に「、第二十三条の三第一項第二号」を加え、「及び第二十四条第一項」を「、第二十三条の三第一項第一号並びに第二十四条第一項第一号及び第二号」に、「措置」と、同項」を「措置」と、第二十三条の三第一項第四号及び第二十四条第一項」に改める。

第六十一条第二十一項中「第二十一条第三項」を「第二十一条第五項」に改め、同条第二十八項中「次項」の下に「及び第三十四項第三号」を加え、同条第二十九項第一号中「第三十七項」を「第四十四項」に、「第三十五項」を「第三十四項第二号及び第四十二項」に改め、同項第二号中「第三十四項」を「第三十四項第一号及び第四十一項」に改め、同条第四十一項中「又は第三十七項」を「、第四十一項又は第四十四項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十項中「第三十八項に」を「第四十五項に」に、「第六十一条第三十八項」を「第六十一条第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条中第三十九項を第四十六項とし、第三十五項から第三十八項までを七項ずつ繰り下げ、同条第三十四項中「行政執行法人介護休暇」の下に「、第三十四項第四号に規定する休暇」を加え、同項を同条第四十一項とし、同条第三十三項の次に次の七項を加える。

34　行政執行法人の長は、職員（特定非常勤職員にあっては、第二十三条の三第三項の規定を適用するとしたならば同項第一号及び第二号のいずれにも該当しないものに限る。）のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものに関して、厚生労働省令で定めるところにより、職員の承認の請求に基づく次に掲げる措置のうち二以上の措置を講じなければならない。

一　始業時刻変更等の措置であって厚生労働省令で定めるもの

二　在宅勤務等の措置

三　育児のための所定労働時間の短縮措置

四　職員が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための休暇（行政執行法人子の看護等休暇、行政執行法人介護休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を与えるための措置

五　前各号に掲げるもののほか、職員が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置として厚生労働省令で定めるもの

35　前項の規定により行政執行法人の長が同項第四号に掲げる措置を講じたときは、同号に規定する休暇は、一日の所定労働時間が短い職員として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

36　第三十四項の規定（同項第四号に係る部分に限る。）は、第二十三条の三第三項の規定を適用するとしたならば同項第三号に該当する特定非常勤職員については、これを適用しない。

37　行政執行法人の長は、第三十四項の規定による措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該行政執行法人の事業所に職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

38　行政執行法人の長は、厚生労働省令で定めるところにより、三歳に満たない子を養育する職員に対して、当該職員が第三十四項の規定により当該行政執行法人の長が講じた措置（以下この項及び第四十項において「行政執行法人対象措置」という。）のいずれを選択するか判断するために適切なものとして厚生労働省令で定める期間内に、行政執行法人対象措置その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、行政執行法人対象措置に係る承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

39　第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の厚生労働省令で定める措置を講ずる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「事業主」とあるのは「行政執行法人の長」と、「同項の規定による申出」とあるのは「第六十一条第三十八項に規定する行政執行法人対象措置」と、「当該申出をした労働者」とあるのは「当該行政執行法人対象措置の対象となる職員」と、「当該子の出生の日以後に発生し」とあるのは「発生し」と、「当該労働者」とあるのは「当該職員」と、同条第三項中「事業主」とあるのは「行政執行法人の長」と、「労働者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

40　行政執行法人の長は、職員が行政執行法人対象措置に係る承認の請求をし、若しくは第三十四項の規定により当該職員に措置が講じられたこと又は前項において準用する第二十一条第二項の規定により確認された意向の内容を理由として、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第三条　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「労働条件の整備」の下に「、育児休業を取得しやすい職場環境の形成、労働時間の短縮の取組」を加える。

第十二条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を削り、第四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとする場合について、第四項の規定は当該一般事業主が一般事業主行動計画を策定し、又は変更した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三項中「定めなければ」とあるのは「定めるよう努めなければ」と、第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」と読み替えるものとする。

第十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者の育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを

いう。以下この項において同じ。）の取得の状況及び労働時間の状況を把握し、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号に掲げる目標については、その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めなければならない。

第十二条の二第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

第十三条、第十五条の三第一項及び第十八条中「第四項」を「第五項」に改める。

第十九条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、職員の育児休業等（国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項に規定する育児休業その他これらに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得の状況及び勤務時間の状況を把握し、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号に掲げる目標については、職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めなければならない。

附則第二条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十七年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第三条、第八条、第十条及び第十三条の規定　公布の日

二　第二条の規定及び附則第七条の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（所定外労働の制限の請求に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後において第一条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下この条及び次条において「新育児・介護休業法」という。）第十六条の八の規定による所定外労働の制限に関する制度を利用するため、同条第一項の規定による請求（その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする労働者（新育児・介護休業法第二条第一号に規定する労働者をいう。）は、施行日前においても、同項及び新育児・介護休業法第十六条の八第二項の規定の例により、当該請求をすることができる。

（育児休業の取得の状況の公表に関する経過措置）

第四条　新育児・介護休業法第二十二条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

（労働基準法及び船員法の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を「に規定する行政執行法人介護休業及び同法第六十一条の二第三項」に改める。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項

（船員職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に改める。

一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十一条の二

二　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の三

第七条　次に掲げる法律の規定中「第二十一条第四項」を「第二十一条第六項」に改め、「第二十三条の二」の下に「、第二十三条の三第七項」を加える。

一　船員職業安定法第九十一条の二

二　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七条の三

（地方公営企業法の一部改正）

第八条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項中「第六十一条第七項」を「第六十一条第六項」に改める。

第九条　地方公営企業法の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項中「第六十一条第六項の規定により読み替えて準用する同条第五項」を「第六十一条の二第五項」に改める。

（地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　地方公営企業法第十五条第一項に規定する企業職員（以下この条において「企業職員」という。）が第一条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定による承認を受けて勤務しない時間について当該企業職員の業務に従事させるため、平成二十五年四月一日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に行われた地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第二条第二項に規定する短時間勤務職員の任期を定めた採用は、附則第八条の規定による改正後の地方公営企業法第三十九条第六項の規定により読み替えて適用する附則第十二条の規定による改正前の地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による採用とみなす。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十一条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十条の四第一項及び第百四十二条第二項の表第七十条の四第一項の項中「第六十一条第六項において準用する同条第三項」を「第六十一条の二第三項」に改める。

（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正）

第十二条　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第三項第二号中「第六十一条第六項の規定により読み替えて準用する同条第三項」を「第六十一条の二第三項」に改める。

（政令への委任）

第十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

政　令

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十八号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十七条第一項に規定する職員又は同法附則第五項に規定する地方公務員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第六項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定による承認を受けて勤務しない時間についてこれらの者の業務に従事させるため、平成二十五年四月一日から改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に行われた地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第二条第二項に規定する短時間勤務職員の任期を定めた採用は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第十七条第一項又は附則第五項において準用する改正法附則第八条の規定による改正後の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第六項の規定により読み替えて適用する改正法附則第十二条の規定による改正前の地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による採用とみなす。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十九号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　齋藤　健

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令

内閣は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第五条第一項、第十二条第一項及び第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第五条第一項の政令で定める期間）

第一条　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

（法第十二条第一項の政令で定める事項）

第二条　法第十二条第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一　業務の内容
二　業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項
三　報酬に関する事項
四　契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項
五　特定受託事業者の募集を行う者に関する事項

（法第十三条第一項の政令で定める期間）

第三条　法第十三条第一項の政令で定める期間は、六月とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

（公正取引委員会事務総局組織令の一部改正）

2　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関すること。

第三条第二項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第十五条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に関すること。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　齋藤　健

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の四のイの⑴中８の項を９の項とし、７の項を８の項とし、６の項の次に次の一項を加える。

7	*Bufo regularis*（アフリカヒキガエル）

別表第一の第一の四に次のように加える。

ロ　有尾目	
⑴　おおさんしょううお科	
1	*Andrias*属（オオサンショウウオ属）に属する種のうち*Andrias japonicus*（オオサンショウウオ）以外のもの

別表第二の第一中四を五とし、三を四とし、二の次に次のように加える。

三　両生綱	
イ　有尾目	
⑴　おおさんしょううお科	
1	*Andrias*属（オオサンショウウオ属）に属する種
2	*Andrias*属（オオサンショウウオ属）に属する他の種

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）別表第一の第一の四のイの⑴の７の項及びロの⑴の１の項の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）並びに新令別表第二の第一の三のイの⑴の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の三のイの⑴の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3　主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

農林水産大臣　坂本　哲志
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二号

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第百七十号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二号を加える。

二十　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第八条第一項に規定する都道府県基本計画

二十一　こども基本法（令和四年法律第七十七号）第十条第一項に規定する都道府県こども計画

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　　令

○総務省令第五十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、サービス産業動態統計調査規則を次のように定める。

令和六年五月三十一日

総務大臣　松本　剛明

サービス産業動態統計調査規則

（趣旨）

第一条　統計法（第五条において「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計であるサービス産業動態統計を作成するための調査（以下「サービス産業動態統計調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二条　サービス産業動態統計調査は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにすることを目的とする。

（定義）

第三条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　事業所　物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所

二　企業等　法人（公営企業を含み、外国の法人を除く。）、事業を経営する個人並びに国及び地方公共団体の事業所

（調査の期日）

第四条　サービス産業動態統計調査は、毎月末現在によって行う。

（調査の対象）

第五条　サービス産業動態統計調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次の各号に掲げるものに属する事業所及び企業等のうちから総務大臣が選定したもの（以下それぞれ「調査事業所」及び「調査企業等」という。）について行う。

一　大分類Ｇ―情報通信業

二　大分類Ｈ―運輸業、郵便業

三　大分類Ｋ―不動産業、物品賃貸業

四　大分類Ｌ―学術研究、専門・技術サービス業（中分類七一―学術・開発研究機関及び細分類七二八二―純粋持株会社を除く。）

五　大分類Ｍ―宿泊業、飲食サービス業

六　大分類Ｎ―生活関連サービス業、娯楽業（小分類七九二―家事サービス業を除く。）

七　大分類Ｏ―教育、学習支援業（中分類八一―学校教育を除く。）

八　大分類Ｐ―医療、福祉（小分類八四一―保健所、小分類八五一―社会保険事業団体及び小分類八五二―福祉事務所を除く。）

九　大分類Ｒ―サービス業（他に分類されないもの）（中分類九三―政治・経済・文化団体、中分類九四―宗教及び中分類九六―外国公務を除く。）

（調査事項等）

第六条　サービス産業動態統計調査は、次に掲げる事項（以下「調査事項」という。）を調査する。

一　事業所に関する事項

イ　名称、所在地及び法人番号

ロ　消費税の税込記入・税抜記入の別

ハ　売上（収入）金額

ニ　事業所の主な事業活動の種類

ホ　従業者数

二　企業等に関する事項

イ　名称、所在地及び法人番号

ロ　消費税の税込記入・税抜記入の別

ハ　事業活動別売上（収入）金額

ニ　従業者数

2　総務大臣は、サービス産業動態統計調査に用いる調査票の様式を定めたときは告示する。

（調査の方法）

第七条　サービス産業動態統計調査は、次に掲げるいずれかの方法により行う。

一　総務大臣が識別符号（総務大臣が調査事業所又は調査企業等を識別するために付した符号をいう。以下この号及び次条第二項第一号において同じ。）を記載した書類を調査事業所又は調査企業等ごとに郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（次号及び次条第二項第二号において「郵便等」という。）により送付し、及び当該調査事業所の管理責任者又は当該調査企業等を代表する者（次条第二項第一号において「報告義務者」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号及び次条第二項第一号において同じ。）から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

二　総務大臣が調査票を調査事業所又は調査企業等ごとに郵便等により送付し、及び郵便等により当該調査票の提出を受ける方法

（報告の義務及び方法）

第八条　サービス産業動態統計調査に当たっては、調査事項のうち、第六条第一項第一号に掲げる事項については調査事業所の管理責任者が、同項第二号に掲げる事項については調査企業等を代表する者が、それぞれ報告しなければならない。

2　前項の規定による報告は、次の各号に掲げるサービス産業動態統計調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により、調査期日の属する月の翌月十五日までに行うものとする。

一　前条第一号に掲げる方法　報告義務者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法

二　前条第二号に掲げる方法　調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法

（結果の公表等）

第九条　総務大臣は、調査票（前条第二項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

（調査票等の保存）

第十条　総務大臣は、調査票を三年間、調査票（第八条第二項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年保存するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和七年一月末現在によって行う調査から適用する。

○総務省令第五十七号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第十二号及び第十一条第一項第十号の二ルの規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十一日

総務大臣　松本　剛明

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（危険物の流出を防止する措置） **第十三条の二の二**　令第九条第一項第十二号の総務省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。 一　危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に、危険物の流出防止に有効な溝等を設ける措置 二　危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置 （避雷設備） **第十三条の二の三**　［略］ （高層倉庫の基準） **第十六条の二**　令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。 ［一・二　略］ 三　貯蔵倉庫には、第十三条の二の三に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。 （ポンプ設備の危険物の流出を防止する措置） **第二十一条の三の二**　令第十一条第一項第十号の二ルの総務省令で定める措置は、第十三条の二の二第一号又は第二号に掲げる措置とする。	［新設］ （避雷設備） **第十三条の二の二**　［同上］ （高層倉庫の基準） **第十六条の二**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　貯蔵倉庫には、第十三条の二の二に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。 ［新設］

改正後	改正前
（避雷設備） **第二十八条の四十二**　移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の三に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（避雷設備） **第二十八条の四十二**　移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の二に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第十三条の二の二」を「第十三条の二の三」に改める。

○総務省令第五十八号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十九条第一項ただし書の規定に基づき、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十一日

総務大臣　松本　剛明

行政書士法施行規則の一部を改正する省令

行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者） **第二十条**　法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続は、次の各号に定める手続とする。 ［一　略］ ［イ　略］	（法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者） **第二十条**　［同上］ ［一　同上］ ［イ　同上］

ロ　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下この項において単に「電子情報処理組織」という。）を使用して行う道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録及び同法第五十九条第一項に規定する新規検査の申請

一の二　道路運送車両法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車（以下この項及び次項において単に「検査対象軽自動車」という。）であつて、同法第六十条第一項の規定による車両番号の指定を受けたことがなく、かつ、同法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものについて、電子情報処理組織を使用して行う同法第五十九条第一項に規定する新規検査の申請の手続

二　道路運送車両法第十三条第一項に規定する登録自動車（次項において単に「登録自動車」という。）又は検査対象軽自動車であつて、同法第九十四条の五第一項の規定により保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したものについて、電子情報処理組織を使用して行う同法第六十二条第一項に規定する継続検査の申請の手続

2　法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

［一　略］

一の二　前項第一号の二の手続　一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会

［二　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年七月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一

○財務省令第四十三号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十一日

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

別表第九（第五百四十四条関係）

税務署の名称、位置及び管轄区域					
所轄国税局	都道府県	税務署名	位置	管轄区域	
［略］					
	［略］	［略］	［略］	［略］	
			東区	東区のうち大字勝馬、大字弘、大字志賀島、西戸崎一丁目から西戸崎六丁目まで、大岳一丁目から大岳四丁目まで、大字西戸崎、大字奈多、雁の巣一丁目、雁の巣二丁目、	

税務署の名称、位置及び管轄区域					
所轄国税局	都道府県	税務署名	位置	管轄区域	
［同上］					
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	
			東区	東区のうち大字勝馬、大字弘、大字志賀島、西戸崎一丁目から西戸崎六丁目まで、大岳一丁目から大岳四丁目まで、大字西戸崎、大字奈多、雁の巣一丁目、雁の巣二丁目、	

福岡	福岡	香椎		
［略］	［略］	［略］	［略］	奈多一丁目から奈多三丁目まで、奈多団地、塩浜一丁目から塩浜三丁目まで、大字三苫、三苫一丁目から三苫八丁目まで、美和台新町、美和台一丁目から美和台七丁目まで、高美台一丁目から高美台四丁目まで、和白東一丁目から和白東五丁目まで、和白丘一丁目から和白丘四丁目まで、和白一丁目から和白六丁目まで、大字上和白、松香台一丁目、松香台二丁目、唐原一丁目から唐原七丁目まで、大字浜男、御島崎一丁目、御島崎二丁目、大字下原、下原一丁目から下原五丁目まで、大字香椎、香椎一丁目から香椎六丁目まで、香椎台一丁目から香椎台五丁目まで、香椎駅東一丁目から香椎駅東四丁目まで、香椎駅前一丁目から香椎駅前三丁目まで、香椎団地、香住ケ丘一丁目から香住ケ丘七丁目まで、城浜団地、名島一丁目から名島五丁目まで、香椎浜一丁目から香椎浜四丁目まで、香椎照葉一丁目から香椎照葉七丁目まで、みなと香椎一丁目からみなと香椎四丁目まで、香椎浜ふ頭一丁目から香椎浜ふ頭四丁目まで、千早一丁目から千早六丁目まで、松崎一丁目から松崎四丁目まで、舞松原一丁目から舞松原六丁目まで、水谷一丁目から水谷三丁目まで、蒲田一丁目から蒲田五丁目まで、大字名子、みどりが丘一丁目からみどりが丘三丁目まで、名子一丁目から名子三丁目まで、青葉一丁目から青葉七丁目まで、土井一丁目から土井四丁目まで、八田一丁目から八田四丁目まで、多々良一丁目、多々良二丁目、若宮一丁目から若宮五丁目まで、多の津一丁目から多の津五丁目まで　宗像市　古賀市　福津市　糟屋郡
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	奈多一丁目から奈多三丁目まで、奈多団地、塩浜一丁目から塩浜三丁目まで、大字三苫、三苫一丁目から三苫八丁目まで、美和台新町、美和台一丁目から美和台七丁目まで、高美台一丁目から高美台四丁目まで、和白東一丁目から和白東五丁目まで、和白丘一丁目から和白丘四丁目まで、和白一丁目から和白六丁目まで、大字上和白、松香台一丁目、松香台二丁目、唐原一丁目から唐原七丁目まで、大字浜男、御島崎一丁目、御島崎二丁目、大字下原、下原一丁目から下原五丁目まで、大字香椎、香椎一丁目から香椎六丁目まで、香椎台一丁目から香椎台五丁目まで、香椎駅東一丁目から香椎駅東四丁目まで、香椎駅前一丁目から香椎駅前三丁目まで、香椎団地、香住ケ丘一丁目から香住ケ丘七丁目まで、城浜団地、名島一丁目から名島五丁目まで、香椎浜一丁目から香椎浜四丁目まで、香椎照葉一丁目から香椎照葉七丁目まで、みなと香椎一丁目からみなと香椎三丁目まで、香椎浜ふ頭一丁目から香椎浜ふ頭四丁目まで、千早一丁目から千早六丁目まで、松崎一丁目から松崎四丁目まで、舞松原一丁目から舞松原六丁目まで、水谷一丁目から水谷三丁目まで、蒲田一丁目から蒲田五丁目まで、大字名子、みどりが丘一丁目からみどりが丘三丁目まで、名子一丁目から名子三丁目まで、青葉一丁目から青葉七丁目まで、土井一丁目から土井四丁目まで、八田一丁目から八田四丁目まで、多々良一丁目、多々良二丁目、若宮一丁目から若宮五丁目まで、多の津一丁目から多の津五丁目まで　宗像市　古賀市　福津市　糟屋郡

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和五年六月二十六日から適用する。

○厚生労働省令第九十二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項並びに介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十一日

厚生労働大臣　武見　敬三

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） **第八十三条の五**　法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。 一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの イ　第一号被保険者（ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）であって、次の(1)から(3)までに掲げる額の合計額（ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。）が百二十万円を超える場合　千五百万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百万円） (1)　(2)　(略) (2)　当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その	（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） **第八十三条の五**　法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。 一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの イ　第一号被保険者（ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）であって、次の(1)から(3)までに掲げる額の合計額（ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。）が百二十万円を超える場合　千五百万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百万円） (1)　(2)　(略) (2)　当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控

控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。）

(3)　（略）

ロ～ホ　（略）

二～四　（略）

（法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者）

第九十七条の三　法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金等が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの。

イ　第一号被保険者（ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）であって、次の(1)から(3)までに掲げる額の合計額（ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。）が百二十万円を超える場合　千五百万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百万円）

(1)　(略)

(2)　当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。）

(3)　（略）

ロ～ホ　（略）

二～四　（略）

（法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者）

第九十七条の三　法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金等が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの。

イ　第一号被保険者（ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）であって、次の(1)から(3)までに掲げる額の合計額（ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。）が百二十万円を超える場合　千五百万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百万円）

(1)　(略)

(2)　当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控

控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(3)　（略）

ロ～ホ　（略）

二・三　（略）

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）

第百七十二条の二　第八十三条の五、第八十三条の六（第一項第六号を除く。）、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五		
第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投	（略）	（略）

控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(3)　（略）

ロ～ホ　（略）

二・三　（略）

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）

第百七十二条の二　第八十三条の五、第八十三条の六（第一項第六号を除く。）、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五		
第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投	（略）	（略）

資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの

イ　第一号被保険者（ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）であって、次の(1)から(3)までに掲げる額の合計額（ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。）が百二十万円を超える場合　千五百万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百万円）

(1)　(略)

(2)　当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合

資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの

イ　第一号被保険者（ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）であって、次の(1)から(3)までに掲げる額の合計額（ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。）が百二十万円を超える場合　千五百万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百万円）

(1)　(略)

(2)　当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合に

には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た

は、零とする。）によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た

額（当該額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。） (3)　（略） ロ～ホ　（略）		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年六月一日から施行する。

○厚生労働省令第九十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十四条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十一日　厚生労働大臣　武見　敬三

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

額（当該額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。） (3)　（略） ロ～ホ　（略）		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正後	改正前
（介護福祉士試験の受験資格） **第二十一条**　法第四十条第二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　（略） 二　インドネシア人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。）、フィリピン人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。）又はベトナム人介護福祉士候補者（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。）であつて、三年以上介護等（法第二条第二項に規定する介護等をいう。）の業務に従事した者 三　（略） （介護福祉士試験） **第二十二条**　介護福祉士試験は、筆記の方法により行う。 （削る） （削る） （削る）	（介護福祉士試験の受験資格） **第二十一条**　法第四十条第二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　（略） 二　インドネシア人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。）、フィリピン人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。）又はベトナム人介護福祉士候補者（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。）であつて、三年以上介護等（法第二条第二項に規定する介護等をいう。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）の業務に従事した者 三　（略） （介護福祉士試験） **第二十二条**　介護福祉士試験は、筆記及び実技の方法により行う。 2　実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。 3　法第四十条第二項第一号から第五号まで又は前条第三号に規定する者については、実技試験を免除する。 4　法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設の設置者が介護等に関する専門的技術について行う講習であつて、第二十三条の二第一項各号に掲げる要件を満たすものとして、あらかじめ届け出られたもの（以下「介護技術講習」という。）を修了した者については、その申請により、介護技術講習を修了した日後引き続いて行われる次の三回の実技試験を免除する。

第二十三条　（略）

2　実技試験は、介護等に関する専門的技能について行う。

（介護技術講習）

第二十三条の二　介護技術講習の実施に当たつては、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

一　介護技術講習の時間数は、三十二時間以上とすること。

二　介護技術講習を実施するのに必要な数の講師及び必要な施設を有すること。

三　講師は、介護技術講習の課程を教授するのに必要な講習を受けた者であること。

四　介護福祉士試験を受けようとする者であることを受講の資格とすること。

五　介護技術講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。

2　第二十二条第四項の届出は、介護技術講習を実施する日の属する年度におけるすべての介護技術講習についてそれぞれ次に掲げる事項を記載した書類（次項において「介護技術講習実施届出書」という。）を、当該年度開始前に、厚生労働大臣（法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する都道府県知事の指定した養成施設の設置者が講習を行う場合にあつては、当該都道府県知事。次項及び第四項において同じ。）に提出することにより行うものとする。

一　講習の実施者の名称及び住所

二　講習課程

三　時間数

四　講師の氏名及び履歴

五　実施場所

六　期日及び日程

七　受講定員

八　その他介護技術講習の実施に関する事項

3　介護技術講習の実施者は、介護技術講習実施届出書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする事項及び理由を記載した書面に、変更後の介護技術講習実施届出書を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

4　介護技術講習の実施者は、介護技術講習を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　実施年月日

二　実施場所

三　受講者数

四　修了者数

5　介護技術講習の実施者は、介護技術講習の課程、実施場所、期日及び日程その他介護技術講習の実施に必要な事項を、あらかじめ公表しなければならない。

（権限の委任）

第二十八条　（略）

2　（略）

3　第二十三条の二第二項から第四項までに規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

4　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任する。

第二十三条　（略）

2　（削る）

（削る）

（権限の委任）

第二十八条　（略）

2　（削る）

（削る）

附　則

（介護福祉士の登録に関する経過措置）

第一条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士の登録に当たつて、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第五又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四の二に定める介護過程Ⅲ（次項において「介護過程Ⅲ」という。）を修了していることを要する。

一　法附則第九条第一項各号に掲げる者

二　社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第五条に規定する者

三　第二十一条第二号に規定する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第九十三号）の施行の日前に入国したもの

2　前項の者が介護福祉士の登録を受けようとするときは、第二十六条において準用する第十条の規定にかかわらず、様式第六による介護福祉士登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを添えて、これを厚生労働大臣（法第四十三条第一項に規定する指定登録機関）に提出しなければならない。

一　中長期在留者及び特別永住者　住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）及び介護過程Ⅲを修了した旨の証明書

二　出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者　旅券その他の身分を証する書類の写し及び介護過程Ⅲを修了した旨の証明書

三　前二号に掲げる者以外の者　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）及び介護過程Ⅲを修了した旨の証明書

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に次の各号のいずれかの講習を修了した者（当該講習を修了した日後引き続いて行われる次の三回以内の介護福祉士試験に合格した者に限る。）については、当該者が介護福祉士の登録に当たつて社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十六条において準用する第十条に規定する様式第六による介護福祉士登録申請書に、同条に定める提出書類及び当該講習を修了した旨の証明書を添えて提出した場合においては、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第一条の三の規定は適用しない。

一　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設の設置者が介護等に関する専門的技術について行う講習であつて、この省令による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十三条の二第一項各号に掲げる要件を満たすものとして、あらかじめ届け出られたもの

二　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）別表第四に定める介護過程

附　則

（介護福祉士試験に関する経過措置）

第一条の三　第二十二条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「を修了した者」とあるのは「を修了した者、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四に定める介護過程（以下この項において「介護過程」という。）を修めた者又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第五若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四の二に定める介護過程Ⅲ（以下この項において「介護過程Ⅲ」という。）を修了した者」と、「を修了した日」とあるのは「を修了した日、介護過程を修めた日又は介護過程Ⅲを修了した日」と読み替えるものとする。

○厚生労働省令第九十四号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十二条第一項、第十四条第一項第二号、第十六条第一項及び第二項並びに第二十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年五月三十一日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則

（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める方法）

第一条　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の厚生労働省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。

（法第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由）

第二条　法第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。

一　妊娠したこと。

二　出産したこと。

三　妊娠又は出産に起因する症状により業務委託に係る業務を行えないこと若しくは行えなかったこと又は当該業務の能率が低下したこと。

四　妊娠又は出産に関して法第十三条第一項若しくは第二項の規定による配慮の申出をし、又はこれらの規定による配慮を受けたこと。

（法第十六条第一項の厚生労働省令で定める予告の方法）

第三条　法第十六条第一項の規定による予告は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一　書面を交付する方法

二　ファクシミリを利用してする送信の方法

三　電子メール等の送信の方法（特定受託事業者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。第五条第一項第三号において同じ。）

2　前項第二号の方法により行われた予告は、特定受託事業者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた予告は、特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、それぞれ当該特定受託事業者に到達したものとみなす。

（法第十六条第一項の厚生労働省令で定める場合）

第四条　法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合

二　他の事業者から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下この号において「元委託業務」という。）の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合であって、当該元委託業務に係る契約の全部又は一部が解除され、当該特定受託事業者に再委託をした業務（以下この号において「再委託業務」という。）の大部分が不要となった場合その他の直ちに当該再委託業務に係る契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。以下この条において同じ。）をすることが必要であると認められる場合

三　特定業務委託事業者が特定受託事業者と業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約（以下この条において「基本契約」という。）を締結し、基本契約に基づいて業務委託を行う場合（以下この号において「基本契約に基づいて業務委託を行う場合」という。）又は契約の更新により継続して業務委託を行うこととなる場合であって、契約期間が三十日以下である一の業務委託に係る契約（基本契約に基づいて業務委託を行う場合にあっては、当該基本契約に基づくものに限る。）の解除をしようとする場合

四　特定受託事業者の責めに帰すべき事由により直ちに契約の解除をすることが必要であると認められる場合

五　基本契約を締結している場合であって、特定受託事業者の事情により、相当な期間、当該基本契約に基づく業務委託をしていない場合

（法第十六条第二項の厚生労働省令で定める開示の方法）

第五条　法第十六条第二項の規定による開示は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一　書面を交付する方法

二　ファクシミリを利用してする送信の方法

三　電子メール等の送信の方法

2　前項第二号の方法により行われた開示は、特定受託事業者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた開示は、特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、それぞれ当該特定受託事業者に到達したものとみなす。

（法第十六条第二項の厚生労働省令で定める場合）

第六条　法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第三者の利益を害するおそれがある場合

二　他の法令に違反することとなる場合

（立入検査の身分証明書）

第七条　法第二十条第三項において準用する法第十一条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（権限の委任）

第八条　法第十七条第二項、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二項並びに第二十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、特定業務委託事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長が行うものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

2　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（雇用環境・均等部の所掌事務） **第七百六十条の二**　雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十二　（略） 十三　在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関すること。 十四～十七　（略） （企画課の所掌事務） **第七百七十六条の二**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十一　（略） 十二　在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関する事務の企画及び立案に関すること。 十三～十七　（略） （指導課の所掌事務） **第七百七十六条の三**　指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～八　（略） 九　在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関する事務の実施に関すること。 十～十三　（略）	（雇用環境・均等部の所掌事務） **第七百六十条の二**　雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十二　（略） （新設） 十三～十六　（略） （企画課の所掌事務） **第七百七十六条の二**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十一　（略） （新設） 十二～十六　（略） （指導課の所掌事務） **第七百七十六条の三**　指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～八　（略） （新設） 九～十二　（略）

別記様式（表面）

（日本産業規格B列8）

第　　号　　立入検査証

写

官　職
氏　名

年　月　日生

上記の者は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第20条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年　月　日

真

厚生労働大臣又は都道府県労働局長　印

別記様式（裏面）

（日本産業規格B列8）

特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律（抄）

（報告及び検査）

第11条　中小企業庁長官は、第7条の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　公正取引委員会は、第8条及び第9条第1項の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告及び検査）

第20条　厚生労働大臣は、第18条（第14条に係る部分を除く。）及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者、特定受託事業者その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　厚生労働大臣は、第18条（第14条に係る部分に限る。）及び前条第3項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者に対し、業務委託に関し報告を求めることができる。

3　第11条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による立入検査について準用する。

（厚生労働大臣の権限の委任）

第23条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第24条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第11条第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第25条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

厚生労働省関係特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律施行規則（抄）

（権限の委任）

第8条　法第17条第2項、第18条、第19条、第20条第1項及び第2項並びに第22条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、特定業務委託事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長が行うものとする。

規　則

○公正取引委員会規則第三号

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第三条第一項及び第二項並びに第四条第三項並びに同法第十条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年五月三十一日　　公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則

（法第三条第一項の明示）

第一条　業務委託事業者は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する明示（以下単に「明示」という。）をするときは、次に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供により、示さなければならない。

一　業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるもの

二　業務委託（法第二条第三項に規定する業務委託をいう。以下同じ。）をした日

三　特定受託事業者の給付（法第二条第三項第二号の業務委託の場合は、提供される役務。第六号において同じ。）の内容

四　特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日（期間を定めるものにあっては、当該期間）

五　特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける場所

六　特定受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日

七　報酬の額及び支払期日

八　報酬の全部又は一部の支払につき手形を交付する場合は、その手形の金額及び満期

九　報酬の全部又は一部の支払につき、業務委託事業者、特定受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、特定受託事業者が債権譲渡担保方式（特定受託事業者が、報酬の額に相当する報酬債権を担保として、金融機関から当該報酬の額に相当する金銭の貸付けを受ける方式）又はファクタリング方式（特定受託事業者が、報酬の額に相当する報酬債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該報酬の額に相当する金銭の支払を受ける方式）若しくは併存的債務引受方式（特定受託事業者が、報酬の額に相当する報酬債務を業務委託事業者と共に負った金融機関から、当該報酬の額に相当する金銭の支払を受ける方式）により金融機関から当該報酬の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする場合は、次に掲げる事項

イ　当該金融機関の名称

ロ　当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額

ハ　当該報酬債権又は当該報酬債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払う期日

十　報酬の全部又は一部の支払につき、業務委託事業者及び特定受託事業者が電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発生記録（電子記録債権法第十五条に規定する発生記録をいう。）をし又は譲渡記録（電子記録債権法第十七条に規定する譲渡記録をいう。）をする場合は、次に掲げる事項

イ　当該電子記録債権の額

ロ　電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日

十一　報酬の全部又は一部の支払につき、業務委託事業者が、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業を営む同法第二条第三項に規定する資金移動業者（以下単に「資金移動業者」という。）の第一種資金移動業に係る口座、同法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業を営む資金移動業者の第二種資金移動業に係る口座又は同条第三項に規定する第三種資金移動業を営む資金移動業者の第三種資金移動業に係る口座への資金移動を行う場合は、次に掲げる事項

イ　当該資金移動業者の名称

ロ　当該資金移動に係る額

2　特定業務委託事業者は、法第四条第三項の再委託をする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、第六条各号に掲げる事項の明示をすることができる。

3　第一項第七号の報酬の額について、具体的な金額の明示をすることが困難なやむを得ない事情がある場合には、報酬の具体的な金額を定めることとなる算定方法の明示をすることをもって足りる。

4　法第三条第一項ただし書の規定に基づき、業務委託をしたときに明示をしない事項（以下「未定事項」という。）がある場合には、未定事項以外の事項のほか、未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日の明示をしなければならない。

5　次条第一項第一号に掲げる方法による明示は、特定受託事業者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、当該特定受託事業者に到達したものとみなす。

（法第三条第一項の電磁的方法）

第二条　法第三条第一項の公正取引委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。

一　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）により送信する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前条に規定する事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、前条に規定する事項が文字、番号、記号その他の符号で表示される方法でなければならない。

（共通事項）

第三条　第一条に規定する事項が一定期間における業務委託について共通であるものとして、あらかじめ、書面の交付又は前条に規定する電磁的方法による提供により示されたときは、当該事項については、その期間内における業務委託に係る明示は、あらかじめ示されたところによる旨を明らかにすることをもって足りる。

（未定事項）

第四条　法第三条第一項ただし書の規定に基づき、特定受託事業者に対し未定事項の明示をするときは、当初の明示との関連性を確認することができるようにしなければならない。

（法第三条第二項の書面の交付）

第五条　法第三条第二項に規定する書面の交付をするときは、第一条第一項から第四項まで、第三条、前条及び次条の規定を準用する。

2　法第三条第二項ただし書の公正取引委員会規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合（第一号又は第二号に該当する場合において、第二条第一項第一号に掲げる方法による明示がされた後に、特定受託事業者がその責めに帰すべき事由がないのに、第一条に規定する事項を閲覧することができなくなったときを除く。）とする。

一　特定受託事業者からの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合

二　業務委託事業者により作成された定型約款（民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項に規定する定型約款をいう。）を内容とする業務委託が次のいずれにも該当する場合

イ　インターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであること。

ロ　当該定型約款がインターネットを利用して特定受託事業者が閲覧することができる状態に置かれていること。

三　既に法第三条第一項又は第二項の規定に基づく書面の交付をしている場合

（法第四条第三項の事項）

第六条　法第四条第三項の公正取引委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　再委託である旨

二　元委託者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって元委託者を識別できるもの

三　元委託業務の対価の支払期日

（措置命令書等の送達）

第七条　法第九条第一項の規定による命令に係る命令書又は当該命令の取消し若しくは変更の決定に係る決定書（以下この条及び第九条において「措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又は代理人にこれを送達しなければならない。

２　措置命令書等の謄本の送達に当たっては、法第九条第一項の規定による命令及び当該命令の変更の決定について取消しの訴えを提起することができる場合には、その旨を記載した通知書を添付するものとする。

（公示送達の方法）

第八条　公正取引委員会は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、公正取引委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

（更正決定）

第九条　措置命令書等に誤記その他明白な誤りがあるときは、公正取引委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

２　更正決定に対しては、決定書の謄本の送達を受けた日から二週間以内に、公正取引委員会に対し、文書をもって異議の申立てをすることができる。

３　公正取引委員会は、前項の異議申立てを却下したときは、これを申立人に通知しなければならない。

附　則

この規則は、法の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。